

公共発注者の皆様へ

公共工事の発注者として 「安全衛生経費」の確保を！

- 公共工事の発注において、工事の品質や納期だけでなく、現場で働く人々の安全確保も非常に重要です。特に地方公共団体として、地域社会の安全を守る責任があり、「安全衛生経費」の適正な確保に向けた取組が必要です。



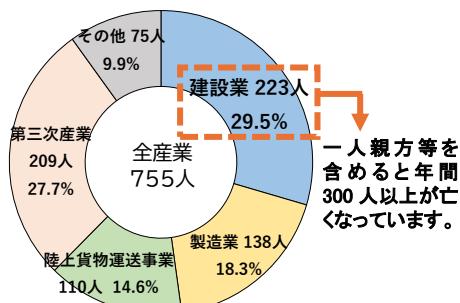
労働災害の現状と発注者の役割

建設業界では、墜落や転落、重機による災害・事故が頻発しており、厚生労働省の統計では、2023年には建設業での死亡事故が223件となっています^{※1}。これは全産業の中でも特に高い割合であり、国では「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(令和6年12月13日閣議決定)」等^{※2}において、発注者にも安全衛生経費の適正な確保を求めています。

※1 出典:厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」

※2 品確法基本方針(R6.12.13 閣議決定)や建設業法令遵守ガイドラインでも、発注者に適切な取組を求めています。

【業種別死亡災害発生状況(2023年)】



安全衛生経費とは？

安全衛生経費とは、建設現場での労働災害を防ぐために必要な費用を指します。以下のような項目が安全衛生経費に含まれます。

これらの費用を適切に確保しない場合、現場での災害・事故リスクが高まり、工事の遅延や追加費用の発生につながる可能性があります。発注者として、安全衛生経費の適正な確保を行い、労働者の命を守る重要な責任があります。

- ・仮設設備の費用
(足場や転落防止ネットの設置)

- ・保護具の費用

- ①保護帽
- ②墜落制止用器具(銅ベルト型)
- ③墜落制止用器具(フルハーネス型)
- ④保護眼鏡
- ⑤保護手袋
- ⑥安全靴
- ⑦安全チョッキ
- ⑧防塵・防毒マスク
- ⑨防塵フィルター
- ⑩耳栓

- ・労働者への安全衛生教育費用

- ①雇い入れ時教育
- ②送り出し教育の受講
- ③新規入場者教育の受講
- ④安全衛生協議会・職長会への参加
- ⑤災害防止協議会・安全パトロールへの参加
- ⑥朝礼・KY活動・一斉清掃等
- ⑦職長・安全衛生責任者教育
- ⑧足場組立て等特別教育
- ⑨フルハーネス型墜落制止用器具特別教育
- ⑩酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育
- ⑪高所作業車運転特別教育(作業床の高さ10m未満)
- ⑫職長等再教育及び安全衛生責任者教育
- ⑬フォークリフト運転技能講習
- ⑭玉掛け技能講習



安全衛生経費を含めた適正な予定価格の設定

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」の中で、予定価格を設定する際に、安全衛生経費など実際の施工に要する通常妥当な経費を適切に積算する重要性が示されています。安全対策を徹底するためにも、適正な予定価格の設定をお願いします。



安全衛生経費を確保する必要性

工事の安全性向上 適切な安全対策が講じられ、労働災害のリスクを大幅に減らすことができます。

工事の品質向上 安全が確保された現場では、作業の中止がなく、高品質な構造物を造ることができます。

地域住民への信頼 安全な現場を提供することで、地域社会からの信頼を高めることができます。

法令遵守の徹底 入契法適正化指針等に基づく地方公共団体としての責任を果たすことができます。



公共発注者に求められる役割

現場での適正な運用の徹底に向けて、公共発注者としても、以下の点に注意して推進を図ることが大切です。

安全衛生経費の適切な積算 予定価格を設定する際は、安全衛生対策が実施できるようにするため、安全衛生経費を適切に積算しましょう。低価格入札の場合は、安全衛生経費が確保できているか確認をお願いします。

確認表・標準見積書の推奨 発注先の元請に対し、下請との契約で「安全衛生対策項目の確認表」と「安全衛生経費を内訳明示した見積書」を活用するよう推奨しましょう。

安全衛生経費の周知 地域の建設事業者に対し、安全衛生経費の重要性について広く周知し、工事関係者の意識向上を図りましょう。



詳細は以下ホームページでご覧下さい

<https://www.mlit.go.jp/tochi/fudousan/kensetsugyo/const/anzeneisei.html>

お問合せ先

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課 専門工事業・建設関連業振興室
電話番号 03(5253)8111(内線 24813, 24816)

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室
電話番号 03(5253)1111(内線 5486)



国土交通省



厚生労働省

民間発注者の皆様へ

民間工事の発注者として 「安全衛生経費」の確保を！

- 大規模施設や再開発工事を発注する際、施工のスムーズな進行や高品質な構造物だけでなく、現場で働く作業員の安全を確保することが重要です。安全な施工環境の確立には、「安全衛生経費」の適正な計上が欠かせません。

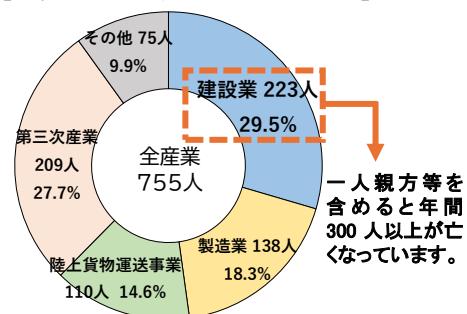


労働災害の現状と発注者の役割

建設業界では、墜落や転落、重機による災害・事故が頻発しており、厚生労働省の統計では、2023年には建設業での死亡事故が223件となっています※。これは全産業の中でも特に高い割合であり、国では「建設業法令遵守ガイドライン」を策定し、発注者にも安全衛生経費の適正な確保を求める指針を示しています。

※ 出典:厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」

【業種別死亡災害発生状況(2023年)】



安全衛生経費とは？

安全衛生経費とは、建設現場での労働災害を防ぐために必要な費用を指します。以下のような項目が安全衛生経費に含まれます。

これらの費用を適切に確保しない場合、現場での災害・事故リスクが高まり、工事の遅延や追加費用の発生につながる可能性があります。発注者として、安全衛生経費の適正な確保を行い、労働者の命を守る重要な責任があります。

・仮設設備の費用

(足場や転落防止ネットの設置)

・保護具の費用

- ①保護帽
- ②墜落制止用器具(銅ベルト型)
- ③墜落制止用器具(フルハーネス型)
- ④保護眼鏡
- ⑤保護手袋
- ⑥安全靴
- ⑦安全チョッキ
- ⑧防塵・防毒マスク
- ⑨フィルター
- ⑩耳栓

・労働者への安全衛生教育費用

- ①雇い入れ時教育
- ②送り出し教育の受講
- ③新規入場者教育の受講
- ④安全衛生協議会・職長会への参加
- ⑤災害防止協議会・安全パトロールへの参加
- ⑥朝礼・KY活動・一斉清掃等
- ⑦職長・安全衛生責任者教育
- ⑧足場組立て等特別教育
- ⑨フルハーネス型墜落制止用器具特別教育
- ⑩酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育
- ⑪高所作業車運転特別教育(作業床の高さ10m未満)
- ⑫職長等再教育及び安全衛生責任者教育
- ⑬フォークリフト運転技能講習
- ⑭玉掛け技能講習



請負代金への安全衛生経費の適切な反映

安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれる重要なものです。また、労働安全衛生法第3条3項では、発注者の責務として「安全で衛生的な作業のため配慮しなければならないこと」を規定しており、具体的には、工費の積算において安全衛生を確保するために十分必要な経費を見込むこと等が考えられます。

発注者の皆さまは、請負代金への安全衛生経費の適切な反映をお願いします。



安全衛生経費を確保する必要性

- 工事の安全性向上** 十分な安全対策が講じられ、作業員の安心感が高まります。
- 企業の信頼性向上** 発注者としての社会的責任を果たし、信頼性とブランド価値の向上につながります。
- 工事の品質向上** 安全な環境下では、工事の進行がスムーズで品質も安定します。
- コンプライアンス徹底** 「建設業法」や「労働安全衛生法」に則り、法令遵守を徹底した施工が行われます。



民間発注者としての安全推進のポイント

現場での適正な運用の徹底に向けて、以下の取り組みを推進してください。

- 安全衛生経費の適切な反映** 安全衛生対策が実施できるようにするため、請負代金に安全衛生経費が適切に反映されているか確認しましょう。
- 発注契約時の説明強化** 契約時、元請に安全衛生経費の重要性を説明し、元下間で「確認表」や「標準見積書」が作成されるよう促すとともに、下請まで確実に経費が支払われるよう理解を共有しましょう。
- 施工条件の変化への対応** 途中で施工条件が変化した場合には、工期や経費についても適確に契約変更し、安全衛生対策に支障が出ないようにしましょう。

「安全を守る投資」を通じて、持続可能で信頼されるプロジェクト実施に向けたご協力をお願いいたします。



詳細は以下ホームページをご覧下さい

<https://www.mlit.go.jp/tochi/fudousan/kensetsugyo/const/anzeneisei.html>

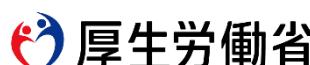
お問合せ先

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課 専門工事業・建設関連業振興室
電話番号 03(5253)8111(内線 24813、24816)

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室
電話番号 03(5253)1111(内線 5486)



国土交通省



厚生労働省

安全な家づくりのため、工事見積の「安全衛生経費」は大切な費用です！

●新築やリフォームをはじめとする建設工事では、ヘルメットの着用や足場の設置など、労働災害防止対策を講じることが法律で義務付けられています。これらを適切に実施するために、工事見積に「安全衛生経費」が含まれていることが重要です。



現場での災害・事故リスクを知ろう

建設現場は、転落や重機による災害・事故が発生しやすい環境です。2023年には223件の死亡災害が発生し、全産業の約30%を占めています*。

* 出典：厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」

建設業の3大死亡災害



安全衛生経費とは何か？その必要性やメリットを理解しよう

安全衛生経費とは、建設現場での災害・事故を未然に防ぐために必要な費用です。次のような労働災害防止対策の適切な実施は、法律上で義務付けられています。

保護具の購入費用

ヘルメット、安全靴、安全帯など

仮設設備の設置費

足場や転落防止ネットの設置

安全教育の実施費用

作業者への安全講習など

安全衛生経費を確保することで、発注者には次のようなメリットがあります。

安全性の確保

災害・事故のリスクを減らし、作業が安全に進められます。

工事の品質向上

安全対策がしっかりと講じられた現場では、作業効率が上がり、工事の品質も向上します。



安全衛生経費の確保にご協力をお願いします

安全な工事を行うため必要不可欠な安全衛生経費ですが、コスト削減のために十分確保されないケースが少なくありません。業者を選定する際には、しっかりと安全衛生経費を計上している業者をお選び頂くようお願いします。



国土交通省



厚生労働省

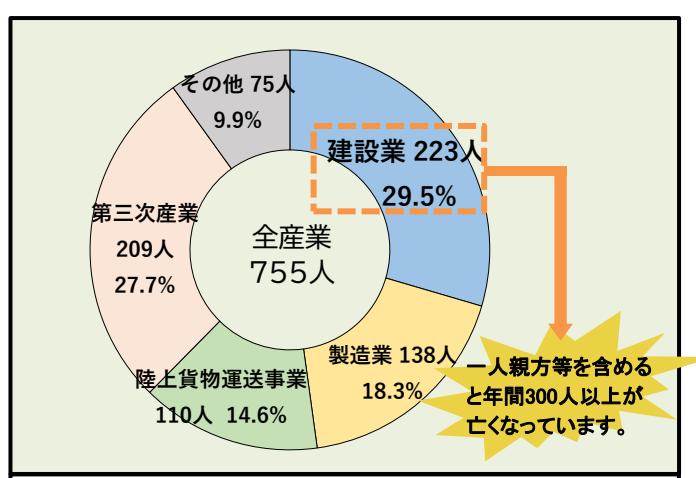
安全な建設工事のために 適切な安全衛生経費の確保が必要です

- 建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、墜落災害をはじめとして、2023年には年間223件の死亡災害が発生しております。また、一人親方等の死亡災害は年間80件となっています※。

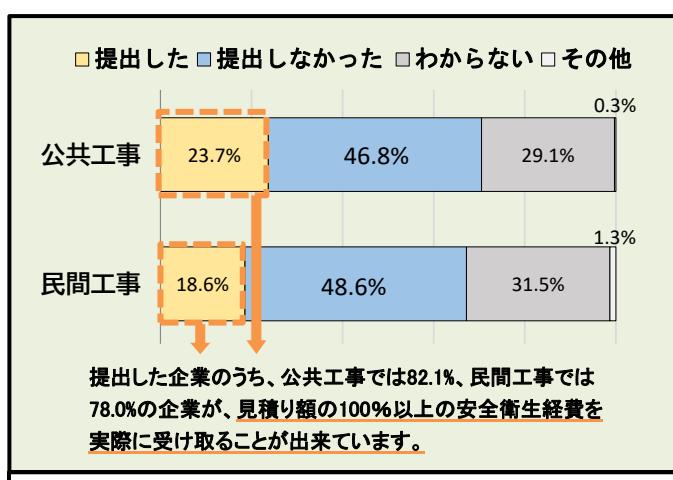
※ 出典：厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」「令和5年建設業の一人親方等の死亡災害発生状況」

- 労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が負担しなければならない安全管理に必要な費用です。建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるもので、建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

業種別死亡災害発生状況



注文者に対する「安全衛生経費を内訳明示した見積書」の提出状況





労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

建設工事請負契約を締結する際は、次のような流れで、労働災害防止対策の実施者とその経費の負担者を明確化する必要があります。

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人と下請負人は、契約締結の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費は、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。



次の場合、建設業法に違反するおそれがあります

CASE01

元請負人が、あらかじめ契約書面において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与した保護具などの労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為

建設業法第19条に違反

CASE02

元請負人が、労働災害防止対策に要する費用を差し引くなどにより、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合

当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

CASE03

元請負人が、下請負人(一人親方含む)と請負契約を締結する際、口頭のみで契約した場合や、法定の必要記載事項を満たさない契約書面を交付した場合

建設業法第19条第1項に違反



安全衛生対策項目の確認表と標準見積書のご紹介

元下間における適切な安全衛生経費の確保を図るために、国土交通省と業界団体が連携して各種ツールを作成しています。

安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）

労働安全衛生法等に基づき、建設工事に必要な「安全衛生対策項目」をまとめた表です。元下間、下下間における「対策の実施分担」や「費用負担」を明確にすることができます。必ず作成し、安全対策の分担チェックや安全衛生経費の適切な支払いにつなげましょう。

詳しくは 国交省HPを
ご覧下さい。



安全衛生経費を内訳明示した見積書（型枠）

安全衛生対策を適切に実施するための「安全衛生経費」を、下請から元請に提出する見積書に内訳として明示したものです。各専門工事業団体が工種の特性等を踏まえた見積書を作成しています。

| ○○建設株式会社 | 御中 | 御見積書 | 提出期限 |
|----------------|------------------------|--------|------|
| 下記の通りお見申しあげます。 | | | |
| 工事名称 | | | |
| 施工費 | ¥00,000,000(税込) | | |
| 法定福利費 | ¥0,000,000(税込) | | |
| 合計 | ¥00,000,000(税込) | | |
| 施工場所 | 業者コード | | |
| 特記事項 | 会社名 ○○型枠工業(株) | | |
| | 住所 | | |
| | 電話番号 FAX番号 | | |
| 名 称 | 仕 様 | 単位 | 員 数 |
| a. 労務費 | | m̄ | |
| b. 材料費 | 計 (a) | m̄ | |
| c. 型枠運搬費 | | m̄ | |
| d. 安全衛生費 | 計 (a+b+c) | m̄ | |
| e. 安全衛生経費 | | % m̄ | |
| | 消費 税 | 10% | |
| A. 施工費計 | | | |
| 法定福利費 | ※雇用主負担率 | % m̄ | |
| | ※当工事従事者加入率 | 100.0% | |
| | 消費税 | 10% | |
| B. 法定福利費計 | | | |
| 合計 (A+B) | | | |

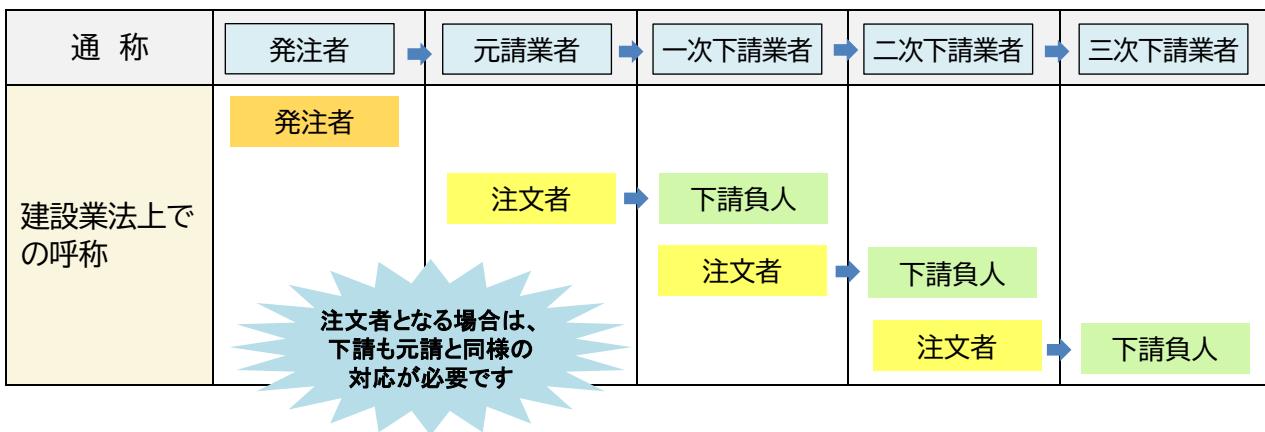
詳しくは 国交省HPを
ご覧下さい。





関係請負人においても同様の対応が必要です

建設業法上の「元請負人」とは、建設工事の下請契約における注文者(建設業者)、「下請負人」とは、建設工事の下請契約における請負人のことです。いわゆる「一次下請」や「二次下請」等の場合であっても、建設工事の下請契約の注文者となる場合は、同様の対応が必要です。



国土交通省の取り組み

国土交通省では、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための実効性のある施策として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「安全衛生経費を内訳として明示するための標準見積書の作成手順」を作成し、各専門工事業団体に作成・活用を依頼しています。



建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する国土交通省の取組は、下記のHPをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html

◆ お問い合わせ先 ◆

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課 専門工事業・建設関連業振興室

電話番号 03(5253)8111(内線24813、24816)

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室

電話番号 03(5253)1111(内線5486)



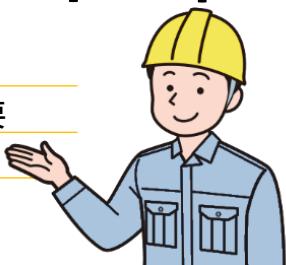
国土交通省



厚生労働省

一人親方としての安全を守るために！ 安全衛生経費の重要性と見積書のポイント

●一人親方として建設現場で働く皆さんにとって、安全は何よりも大切です。しかし、その安全を守るためにには、適切な「安全衛生経費」を見積もり、確保することが必要不可欠です。本資料では、一人親方として知っておきたいポイントを解説します。



労働災害の現状とリスク

建設業は他の産業に比べて災害・事故が多くなっています。2023年に建設業で働く一人親方等が業務中に亡くなった死亡災害は、年間80人となっています※。この深刻な状況を受け、国土交通省と厚生労働省は、各種指針において「安全衛生経費の適正な確保」を重要な課題として位置づけています。

一人親方として自身の安全を守るためには、こうした経費を見積もりに適切に計上し、実際の安全対策に反映させることが不可欠です。

※ 出典：厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」「令和5年建設業の一人親方等の死亡災害発生状況」

建設業の死亡災害発生状況



直近5年間(2019～2023)で、労災で亡くなられた一人親方等の数は平均87人です。



出典：厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」「令和5年建設業の一人親方等の死亡災害発生状況」(2024年)



安全衛生経費とは何か？その必要性を理解しよう

安全衛生経費には、主に以下のような項目が含まれます。

保護具の費用

- | | | |
|-------------------|---------|-----------|
| ①保護帽 | ④保護眼鏡 | ⑦防塵・防毒マスク |
| ②墜落制止用器具(銅ベルト型) | ⑤安全靴 | ⑧防塵フィルター |
| ③墜落制止用器具(フルハーネス型) | ⑥安全チョッキ | ⑨耳栓 |

仮設設備の費用(足場や墜落防止ネットの設置)

安全衛生教育の費用(作業前の安全教育や新規入場者への講習)

これらの経費が見積書に含まれていない場合、現場で必要な安全対策が不十分になり、災害・事故のリスクが高まります。国土交通省や厚生労働省は、これらの経費を「通常必要と認められる原価」として位置付け、発注者にもこの経費の確保を求めています。



労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

建設工事請負契約を締結する際は、次のような流れで、労働災害防止対策の実施者とその経費の負担者を明確化する必要があります。

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人と下請負人は、契約締結の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費は、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。



次の場合、建設業法に違反するおそれがあります

CASE01

元請負人が、あらかじめ契約書面において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与した保護具などの労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為

建設業法第19条に違反

CASE02

元請負人が、労働災害防止対策に要する費用を差し引くなどにより、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合

当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

CASE03

元請負人が、下請負人(一人親方含む)と請負契約を締結する際、口頭のみで契約した場合や、法定の必要記載事項を満たさない契約書面を交付した場合

建設業法第19条第1項に違反



安全衛生対策項目の確認表と標準見積書のご紹介

元下間に於ける適切な安全衛生経費の確保を図るため、国土交通省と業界団体が連携して各種ツールを作成しています。

安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）

労働安全衛生法等に基づき、建設工事に必要な「安全衛生対策項目」をまとめた表です。元下間、下下間に於ける「対策の実施分担」や「費用負担」を明確にすることができます。必ず作成し、安全対策の分担チェックや安全衛生経費の適切な支払いにつなげましょう。

| 整理区分 | 対策項目 | 対策の実施分担 | | 費用負担 | |
|----------------------|----------------------------------|---------|----|------|----|
| | | 注文者 | 下請 | 注文者 | 下請 |
| 管安全管理体制 | 工事現場管理 | | | | |
| | リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施 | | | | |
| | 固定式足場の組立と解体 | ○ | ○ | | |
| | 固定式足場以外の作業床の組立と解体 | ○ | ○ | | |
| | 作業構台・吊り構台の組立と解体 | ○ | ○ | | |
| | 昇降設備の設置と撤去 | | | | |
| | 土留め支保工の組立と解体 | | | | |
| | 保護具の着用 | ○ | ○ | | |
| | 墜落等による危険の防止 | | | | |
| | 手摺、幅木等 | | | | |
| | 開口部養生 | | | | |
| | 落下防護ネット・小幡ネット | | | | |
| | ロープ高所作業における危険の防止 | | | | |
| | 飛来崩壊災害による危険の防止 | | | | |
| | 揚重用吊具 | | | | |
| | 警報設備 | | | | |
| | 避難用設備 | | | | |
| | 火災防止 | | | | |
| | 危険物の対処（立入禁止措置） | | | | |
| 労働者止のする危険た又はの健康指標障害を | 作業環境の測定 | | | | |
| | 測定機器の用意 | | | | |
| | 測定環境の設定 | | | | |
| | 作業環境の構築 | | | | |
| | 換気設備 | | | | |
| | 空調設備、空気清浄設備 | | | | |
| | 照明器具 | | | | |
| | 電気設備 | | | | |
| | 給排水設備 | | | | |
| | その他 | | | | |
| | 設備 | | | | |
| | （例、洗面所等） | | | | |
| | その他の疾病・衛生対策 | | | | |
| | 安全意識、注意喚起 | | | | |
| | 交通規制に要する対策 | | | | |
| | 公衆災害に要する対策（仮囲い等） | | | | |
| | 追加項目（当該工事で確認が必要な項目） | 注文者 | 下請 | 注文者 | 下請 |

詳しくは 国交省 HP をご覧下さい。



チェック欄に○を付けて、安全対策に係る注文者と下請の役割（実施分担・費用負担）を明確化

安全衛生経費を内訳明示した見積書（型枠）

安全衛生対策を適切に実施するための「安全衛生経費」を、下請から元請に提出する見積書に内訳として明示したものです。各専門工事業団体が工種の特性等を踏まえた見積書を作成しています。

| 〇〇建設株式会社 御中 | | 御見積書 | | | | | |
|----------------|-----------------|--------|-----------------|-----|-----|-----|-----|
| 下記の通りお見積申上げます。 | | | | | | | |
| 工事名称 | | 提出期限 | | | | | |
| 施工費 | ¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇(税込) | 納期工期 | RC造病院 | | | | |
| 法定福利費 | ¥〇,〇〇〇,〇〇〇(税込) | 現場質疑 | 地上7階建てRC造 | | | | |
| 合計 | ¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇(税込) | 工事番号 | 搬出入は8t・ユニック車以上 | | | | |
| 施工場所 | | 項目番号 | 階段1・EV1、基礎H2450 | | | | |
| 特記事項 | | | | | | | |
| 業者コード | | | | | | | |
| 会社名 | 〇〇型枠工業(株) | | | | | | |
| 住所 | | | | | | | |
| 電話番号 | | FAX番号 | | | | | |
| 名 称 | 仕 様 | 単位 | 員 数 | 単 価 | 金 額 | 単 価 | 金 額 |
| a. 労務費 | | | | | | | |
| b. 材料費 | | | | | | | |
| c. 型枠運賃費 | | | | | | | |
| d. 一般管理費 | | % | m1 | | | | |
| e. 安全衛生経費 | | % | m1 | | | | |
| 合計 (a+b+c+d+e) | | m1 | | | | | |
| 消費 税 | 10% | | | | | | |
| A. 施工費計 | | | | | | | |
| 法定福利費 | ※雇用主負担率 | % | m1 | | | | |
| | ※当工事従事者加入率 | 100.0% | | | | | |
| 消費税 | 10% | | | | | | |
| B. 法定福利費計 | | | | | | | |
| 合計 (A+B) | | | | | | | |

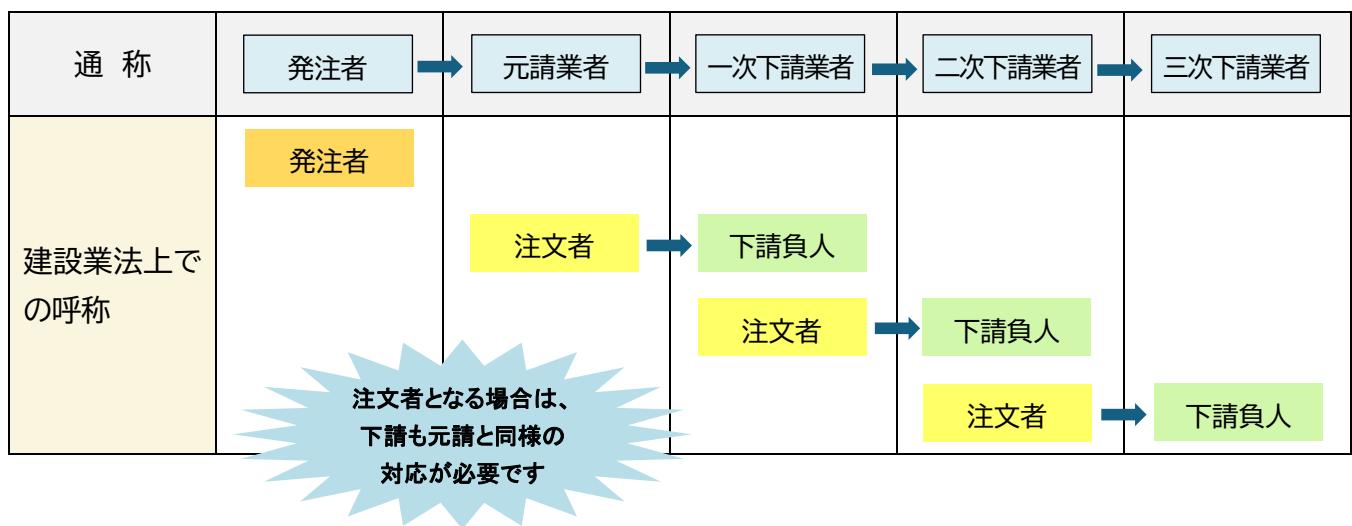
詳しくは 国交省 HP をご覧下さい。





関係請負人においても同様の対応が必要です

建設業法上の「元請負人」とは、建設工事の下請契約における注文者(建設業者)、「下請負人」とは、建設工事の下請契約における請負人のことです。いわゆる「一次下請」や「二次下請」等の場合であっても、建設工事の下請契約の注文者となる場合は、同様の対応が必要です。



国土交通省の取り組み

国土交通省では、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための実効性のある施策として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るために、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「安全衛生経費を内訳として明示するための標準見積書の作成手順」を作成し、各専門工事業団体に作成・活用を依頼しています。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する国土交通省の取組は、下記のHPをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html



◆ お問い合わせ先 ◆

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課 専門工事業・建設関連業振興室

電話番号 03(5253)8111(内線 24813、24816)

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室

電話番号 03(5253)1111(内線 5486)



国土交通省



厚生労働省